

和光市新型インフルエンザ等対策行動計画

策定の経緯及び概要について

はじめに ～市行動計画策定の経緯～

令和2年1月に日本で最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから、令和5年5月に感染法上の5類に移行するまでの間、国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなりました。

はじめに ～市行動計画策定の経緯～

国は、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に政府行動計画を抜本的に改定し、県は、令和7年1月には埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、県行動計画）を改定しました。

はじめに ～市行動計画策定の経緯～

本市では、特措法第8条第1項の規定により、政府行動計画及び県行動計画に基づき、平成26年12月「和光市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「市行動計画」という。）を作成していましたが、この度の政府行動計画及び県行動計画の改定も踏まえて、市行動計画を抜本的に見直すこととしました。

市行動計画とは

市行動計画とは、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるように、国、県、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるようにするための指針として、あらかじめ定めるものです。

なお、新型インフルエンザ等が発生したと認められ、市対策本部が設置されたときは、市行動計画に基づき、基本的対処方針を定めて対応します。

市行動計画（案）の作成について

（保健所設置市・特別区「以外」の市町村向け）

市町村行動計画作成の手引き

市行動計画は、国から示された
「市町村行動計画の手引き」と、
新型インフルエンザ等対策特別措置法
に基づき政府行動計画や県行動計画の
内容に沿って作成する必要があります。

1. 本資料の位置づけ
 - 市町村行動計画（新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条）は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（政府ガイドライン）、更に各都道府県の都道府県行動計画等の考え方と整合性を持って作成されることが必要である。
 - 政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。また、政府ガイドラインは、政府行動計画を踏まえ、各分野における対策の具体的な内容・実施方法、関係者の役割分担等を示したものである。
 - 市町村が市町村行動計画を変更する際に、記載が必要となる内容及び記載を検討することが望ましい内容について、政府行動計画及び政府ガイドラインから参考となる内容を抜粋したものである。
 - 市町村が市町村行動計画を変更する際には、本資料のほか、都道府県の行動計画等の内容を参考にすることが必要である。
2. 構成
 - 全体の構成は政府行動計画と同一としている。
 - 政府行動計画及び政府ガイドライン中、「地方公共団体」、「市町村」及び「消防機関」の用語で、当該用語が主体として記載されている項目を抜粋している。なお、「都道府県等」は、政府行動計画等において都道府県、保健所設置市及び特別区を指すものとして用いており（政府行動計画 p220）、本手引きでは、基本的に「保健所設置市等」（※保健所設置市及び特別区）に置き換えて記載している。
また、上記用語中、本文の「要請する。」の対象として記載されている項目（例：国は、市町村に対して…するよう要請する。）について、当該対象を主体として読み替えて記載している（例：市町村は、国からの要請を受けて…する。）。
 - 記載の根拠となった政府行動計画又は政府ガイドラインのページを文末に付しており、「行○○」は政府行動計画上のページ数を、「GOO」は政府ガイドライン上のページ数を示している。また、政府ガイドラインを記載の根拠とした項目は赤字で記載している。
 - 政府行動計画から抜粋している項目は記載が必要となる内容であり、政府ガイドラインから抜粋している項目は、市町村行動計画に必ずしも記載する必要はないが、記載を検討することが望ましい内容である。

令和6年12月26日

市行動計画（案）の作成について

「市町村行動計画の手引き」（以下、手引き）では、下記のとおり例示がされており、市行動計画（案）はこれに基づいて作成しています。

① 構成について

⇒ 総論と各論で例示されている

② 記載内容について

⇒ 手引きや、県行動計画と整合性を取って記載するよう示されている

市行動計画（案）の作成について

市行動計画（案）は、手引きに沿って、総論と各論で構成し、以下の内容を記載しています。

構成	総論	各論
記載内容	総論は、国や県の行動計画を参考に作成した内容	各論は、手引き記載された <u>政府行動計画</u> 及び <u>政府ガイドライン</u> の内容

市行動計画（案）について

各論に記載した「政府行動計画」と「政府ガイドライン」の内容について

政府行動計画

- ・市行動計画に記載が必要
- ・各論の文末に「行〇〇」を記載

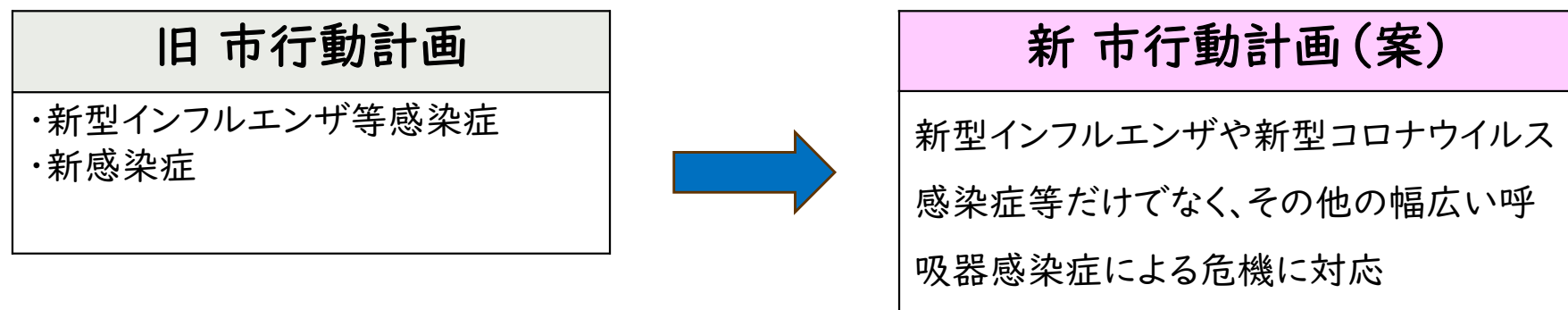
政府ガイドライン

- ・必ずしも記載する必要がなく、
記載を検討することが望ましい
- ・各論の文末に「G〇〇」を記載

※ 〇〇には、政府行動計画又は政府ガイドラインのページ数を示しています。

市行動計画の主な変更点

1.対象とする感染症



市行動計画の主な変更点

2.時期区分の記載

記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実。

市行動計画の主な変更点

3.対策項目の見直しと追加

対策項目をこれまでの6項目から7項目に拡充させ、新型コロナ応
で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る

市行動計画の主な変更点

3.対策項目の見直しと追加

旧 市行動計画		新 市行動計画(案)
① 実施体制	→	① 実施体制
② 情報収集		② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③ 情報提供・共有	→	③ まん延防止
④ 予防・まん延防止	→	④ ワクチン
⑤ 医療		⑤ 保健
		⑥ 物資
⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保	→	⑦ 住民の生活及び地域経済の安定の確保

市行動計画の主な変更点

3.対策項目の見直しと追加

旧 政府行動計画	新 政府行動計画	新 市行動計画(案)
① 実施体制	① 実施体制	① 実施体制
② サーベイランス、 情報収集	② サーベイランス ③ 情報収集・分析	
③ 情報提供・共有	④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤ 水際対策	② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
④ 予防・まん延防止	⑥ まん延防止	③ まん延防止
⑤ 医療	⑦ ワクチン ⑧ 医療 ⑨ 治療薬・治療法 ⑩ 検査	④ ワクチン
	⑪ 保健	⑤ 保健
	⑫ 物資	⑥ 物資
⑥ 国民生活・経済	⑬ 国民生活・経済	⑦ 住民の生活及び 地域経済の安定の確保

委員の皆様へ依頼する事項

委員の皆様には、専門的な知識や、コロナ禍をとおして得た経験等についてご意見を賜りたいと存じます。

いただいたご意見を計画に盛り込んでまいりますが、市行動計画は、手引きや県行動計画と整合性を図って策定する必要があるため、全てを盛り込むことは難しい場合がございます。あらかじめご了承ください。

市行動計画の策定スケジュール(案)について

第1回策定委員会	第2回策定委員会	第3回策定委員会	県に整合性の確認を依頼	パブリックコメント	市民説明会
7月23日開催	9月頃書面で開催 各委員の修正案	11月頃書面で開催	11月に依頼	12月頃に実施	翌1月頃に実施

第4回策定委員会	市行動計画策定	県知事に策定の報告	市議会に策定の報告
翌3月頃に開催	翌3月頃に策定	翌3月頃に県知事に報告	翌3月頃に市議会に報告